

平成30年度 第3回上下水道事業運営審議会 会議録（要旨）

- I 日 時 平成30年11月20日(火) 午後1時00分～午後2時30分
- II 場 所 合志市役所合志庁舎 防災センター1階 避難所A
- III 出席委員 上田欣也会長、辻敏輝委員、坂本早苗委員、鎌田典子委員、
鹿歸瀬一俊委員、緒方博詞委員、高來正人委員、江藤邦光委員、
山本ゆみよ委員、後藤小百合委員、野口チカ子委員
- IV 欠席委員 園田重美委員
- V 事務局 井村水道局長(都市建設部長)、坂本上下水道課長、合志下水道班長、
泉田水道班長、坂田主幹
- VI 会議次第
- 1 開会
 - 2 局長あいさつ
 - 3 会長あいさつ
 - 4 議事録署名の指名
 - 5 説 明
 - (1) 県内12市と近隣2町の下水道使用料体系について
 - (2) 平成29年度合志市下水道使用料の段階別の状況について
 - (3) 下水道使用料改定の目標の設定について
 - 6 審 議
 - 下水道使用料体系のあり方について
 - (1) 使用料改定率と黒字化目標年度の設定について
 - (2) 使用料改定のあり方（従量制と累進制）について
 - (3) 使用料改定の方法（基本料と従量使用料の改定方法）
 - 7 事務連絡
 - 8 閉 会

1 開会	事務局	只今より平成30年度第3回上下水道事業運営審議会を始めさせていただきます。 (全員挨拶) 今回、委員の過半数の出席がございますので、合志市上下水道事業運営審議会条例第5条2項に基づき開会いたします。 (資料の確認) お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。まずは水道局長から挨拶をお願いします。
2 局長あいさつ	水道局長	皆さん、改めましてこんにちは。委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。今回の審議会においては、県内の下水道料金の体系について、また、平成29年度の合志市の下水道料金の状況について、下水道使用料改定の目標の設定について説明を行った後に、下水道使用料体系のあり方について審議していただくこととしておりますので、委員の皆様の忌憚のないご意見をお願いいたします。 本日はよろしくお願いいたします。
3 会長あいさつ	事務局	それでは続きまして上田会長よりご挨拶をお願いします。
	会長	皆さん改めましてこんにちは。 8月に始まりました下水道使用料に関する審議ですが、3ヶ月を経過し重要な部分にかかってきています。今回の審議は中身が濃いと言いますか、詳しくもありますし資料作りも大変だったと思います。また、それに対しても色々なご意見もお持ちであると思います。今回結論を出す訳ではありませんが十分な質疑、ご意見等をいただきまして方向性を見出していきたいと思っています。委員の皆様引き続きよろしくお願いいたします。
4 議事録署名の指名	事務局	それでは続きまして、議事録署名人の指名に移りたいと思います。署名委員の指名は名簿順で行っております。 今回は名簿番号の6番の委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは審議に移りたいと思います。ここからは会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。
5 説明 (1) 県内12市と近隣2町の下水道使用料体系について	事務局	最初に、説明1ということで県内12市と近隣2町の下水道使用料の体系ということで資料1を開けていただきたいと思います。 資料の上段が合志市となっております、県内の12市と近隣2町の大津町、菊陽町となっておりますが、合志市は従量制使用料となっております、まず、基本料が700円ありましたら後はどれだけ使っても立米当たり120円となっております。同じようにこの従量使用料制度を適用している自治体は、菊池市、上天草市、阿蘇市で合志市を含む4団体です。それ以外の自治体については、累進従量制と申しまして、基本料金はあるものの量を使うごとに単価が上がるという仕組みになっています。累進制の熊本市を見ますと、たとえば、501 m³以上の欄を見ると合志市と比較して単価が倍以上となっています。全国的に見ても73%の自治体が累進制を採用しているという調査結果があります。 汚水処理の原価ということで、左から3つ目の欄がございますが、これは、参考までに公共下水道の平成28年度の処理単価を載せております。合志市も市街化区域の公共下水道については流域関連も含めて処理費は安く済んでいます、田舎の方ほど処理費が高くなるというのをここで比較を載せております。 一枚開いていただきまして、2ページ目が公衆浴場の単価になりますが、合志市は下から安い方から5番目になります。立米当たり20円になっていますが、一番高いところでは、菊陽町が立米当たり60円、宇城市も55.6円で、こちらとも高いところと比較して2倍以上の開きがございます。これは、それぞれの自治体の実情で温泉をメインにしているとか、

(2) 平成 29 年度 合志市下水道使用料の段階別の状況について (3) 下水道使用料改定の目標の設定について		いろいろな事情があるところだと思いますが、合志市が一番安い方ということとなります。 3 ページをお開きください。こちらが参考までに立米単価で使用情况の月額使用料を税抜きで表示したのになります。合志市は上から 2 番目に記載していますが、この並びは上から汚水処理原価が安い順に並べています。ただし、これは公共下水道のみとしております。合志市には、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水下水道の処理原価の高いものもありますが、それを除いたところでの並びとしています。 合志市では、20 m³であれば 4 番目に安価であります。しかし、10 m³であれば 2 番目、右の欄に行きますと企業等の大口の使用になりますと 1 番安価となっています。あと、それぞれの体系で単価が変わってくるのですが、たとえば、熊本市の 10 m³以下は合志市と差はないが累進制を採用しているの大口の方になると倍くらいの差があるということになっています。 続いて、資料 2 の説明をさせていただきます。これは、平成 29 年度の 1 年間の合志市の下水道使用料を「量」の段階別に表示したのになります。グラフを見てもらうと一番わかりやすいと思いますが、全体を 100% で表しますと、20 m³以下が 61.4%、30 m³以下が 25.5% ということで圧倒的に小口の一般家庭の数が多くなっています。水量だけを見ても 0～20 m³の使用が 30.7%、30 m³以下が 26.9% ということで半数以上は一般家庭であり、企業の使用料を上げてもそうそう収益が上がるのではなく、一般家庭の影響が大きいということです。金額については、合志市は従量制なので水量に対して金額もほぼ同じ数値が出ているということです。ですので、一般家庭の 30 m³以下の金額を改定の方が料金収入に大きく影響するということになります。 あと、公衆浴場ですが、温泉は従量制で立米当たり 20 円となっておりますので水量の差はあるのですが、件数的には 3 件しかありません公衆浴場は、量に対してというよりも同じ単価でやっていますので、金額的にも総額で 500 万円程度しかありませんので、全体の使用料約 7 億 4 千万円から比べると温泉水の使用料を改定しても影響があるほどの収入が上がるということではないものです。 つづいて、資料 3 をお開きください。使用料の改定の目標を事務局として設定したいと思っております。現在、下水道の経営戦略を年度末までに策定するところで委託等も行いながら中身を詰めており料金改定と同時に並行で進めているところです。経営戦略は、国から各自自治体策定するよう言われているものです。 料金値上げについて審議していただくことになるのですが、経営戦略上は今回 13 年間の策定期間での黒字化が目標になります。これは、国より各下水道事業は全国一律黒字化の目標を立てることとなっていますので、黒字化の目標を立てることが前提となります。 それからしますと、値上げ幅の目標としては 3 条予算の黒字化を目指すということで、年間に平均しますと現在が 2 億 1 千万円程の赤字が出ております、この分を値上げすることで黒字化にするとしますと約 30% 程度の値上げになろうかと思っております。現在の下水道使用料は約 6 億 8 千 4 百万円程度と決算上なっていますので、その 30% で 2 億円程度との試算になります。 これから審議に入る前に配布資料の全体的な説明を行いたいと思います。 まず、審議の一つ目で、使用料改定率と黒字化目標年度の設定についてで、これが、資料 3 の中段にあります検討事項①使用料改定率と黒字化目標年度の設定についてとしております。これは、ケースを①から④まで設定していただいております。経営戦略の 13 ヶ年以内に 30% の改定をまず目標にする。その達成年度をいつにするのかというところで、一気に値上げするのか、何年か毎に値上げしていくのかというところで議論していただくところですが、使用料の改定を 4 年毎に行うことと記
--	--	---

		載しておりますが、資料3の裏面をご覧ください。上段に下水道事業経営戦略として13年間としておりますが、合志市の最上位計画として総合計画がございまして、これが8年毎に設定されています。現在、一番左の第2次基本構想という平成35年度までの財政計画等が出来上がっておりまして、これに基づいて下水道事業へ一般会計からの繰入金をいただいてぎりぎりの経営をしているところです。 料金改定は合併後3年毎に見直すと言っていたものの、実情は料金統一を合併後1回行った後は、平成25年に値上げを行っただけです。この3年毎について、運営審議会の委員の任期が条例で2年となっているので、3年毎とした時は委員が交代したばかりの時に、もしかすると事務局も総入れ替えになり1年で料金改定の議論を行うことで、なかなか手が回らず先送りになるということが考えられます。委員の任期は2年と決められていますので料金改定のサイクルを4年毎としたならば、委員の2年の任期期間に料金改定の答申を出し、次の委員の任期の時は特に改定の議論はなく、またその次の委員の任期の時に料金改定の議論を行い、答申を出すという風な流れが、ちょうど市の総合計画財政計画とリンクしてくるので、経営計画も立てやすくなるというところになりますので、4年毎の料金改定を提案させていただいております。 今回の下水道経営戦略というのは、13年間の計画で平成43年までの計画策定となりますが、これは次の総合計画・財政計画まで見込んだ期間となります。その間に料金を見直す時期が4年毎だとすると、平成31年、平成35年と平成39年ということで、そこまでが財政計画に反映され13年の内の料金改定の時期となります。 1 ページに戻っていただきまして、検討項目①のところで黒字化目標年度を4つのケースで提案させていただきます。 まず、ケース1ですが、改定は4年毎に行うこととし、今回の改定で15%、次の4年後に10%、8年後に5%の引き上げを行い経営戦略期間中の平成39年度には黒字化を達成することにしております。この場合は、今回の改定での値上げは1億700万円程度、次の4年後が7,200万円程度、8年後が3,600万円程度の総額2億1,500万円程度の値上げをしたいところです。これは、ケースとしては一般会計から基準外繰り入れを、現在、多くいただいておりますが、これに依存しつつ段階的に値上げをして、次の合志市総合計画・財政計画については決まった形で基準外繰り入れを段階的に減額していくこととなります。 次にケース②ですが、改定は4年毎に行うこととし平準化ということで3回に分けて10%ずつ上げていって、経営戦略期間中の達成年度はケース①と同じく平成39年度としております。これは、1回当たりの値上げ額が7,200万円程度になるところです。 次にケース③ですが、改定は4年毎に行うこととし今回の改定が15%、4年後が15%ということで、8年後には改定は行わないこととし、2回に分けて値上げ行います。こうなりますと、平成35年度の決算時には黒字化を達成することとなります。この場合、1回当たりの値上げ額は1億700万円になります。 次にケース④改定は4年毎に見直すこととするが、今回の改定で一気に30%の引き上げを行う。そして、経営戦略期間中としては、平成32年度の決算時には黒字化の達成を行う。その場合になりますと、一気に総額で2億1,500万円を値上げすることとなります。この改定を行った場合には、経営戦略期間中には大幅な改定は行わないこととなります。この場合は、黒字化の達成のあと欠損金の解消が早期にできますので、一般会計からの基準外繰入金の大幅な減額が出来るという魅力がございまして、これが、最初に検討していただきたい検討項目①になります。 次の検討事項②で議論していただきたいのが、使用料改定のあり方ということで、先ほど資料1で県内12市と近隣2町の説明をしたのですが、合志市では従量制を採用しておりますが、全国的には累進性を採用している方が多いということで大口の企業等に多く払っていただく考えの自治
--	--	--

		体が多かったということです。これを議論していただいて料金改定に合わせたいと思っております。 3 つ目に検討していただきたいのが、使用料の改定の具体的な方法なのですが、基本料がありましてそれに従量使用料が改定されるところなのですが、基本料を値上げした場合、他の自治体は人口減少に転じていて、施設を更新するためにどうしての収入を維持する必要があるため基本料を上げるというのが全国的な流れです。しかし、合志市の場合は実際人口が伸びていますので、今すぐ基本料金を上げる必要はないのです。後ほど、メリットデメリットを説明するところですが、基本料金を上げると 8 m³の基本料金以内で生活されている方が沢山居られますが、その方の負担が大きくなることとなります。 料金表も少し分かりづらいところもあるので、補足をしながら説明を行います。資料 4-1 従量制をお開きください。 この表は、15%改定をした場合の表になります。ケース①とケース③が該当します。上段のケース①- (1) としているところは、基本料金を現在の 700 円に据置した場合と、ケース①- (2) が基本料金を 100 円上げて 800 円にしたもの。その下が、200 円値上げして 900 円にした場合ということで、従量制なので同じ単価となります。 15%改定した場合は、総額 1 億 700 万円の値上げが必要と記載しておりますが、この場合、基本料金を 700 円に据置いた場合は値上げの単価が 137.3 円です。試算金額から逆算して単価を出しているので端数がありますが、約 14.4%17.3 円の値上げが必要になります。表中の月額使用料の例で記載していますが、一般家庭の 20 m³/月を使われた場合は現在の使用料と比較すると月額 200 円の値上げになります。30 m³/月使用される方は月額 380 円の値上げになります。これは、従量制なので量に比例した値上げになります。温泉水については、20 円/m³と安価であるため 5 円程度の値上げを想定し一律で 5 円値上げの試算をしています。 次に基本料金を 100 円値上げして 800 円にした場合、従量制で行く場合は立米当たり 13.1 円 10.9%の値上げになります。この場合、基本料が上がるので 8 m³/月以下の方も 100 円値上げ、20 m³/月の一般家庭は 250 円の値上げになりますが、30 m³/月は基本料金値上げなしと比べると同額、40 m³/月からは基本料金を値上げすると大口の方の値上げ額の差が安くなるという現象が起きます。これが従量制の仕組みです。仮に、基本料金を 200 円値上げした表を見るとわかりやすいのですが、8 m³/月以下の方は一気に 200 円の値上げとなる代わりに、大口の方は 88,000 円の値上げ額となり、基本料金値上げなしに比べると大きく安くなっています。 次のページをお開きください。 次は、10%の値上げを 3 段階に分けて引き上げる場合で、次の改定では 7,200 万円程度の値上げを行うとして試算しています。先ほどは 15%でしたので上げ幅は小さくなります。 基本料金は 700 円で据置いた場合、20 m³/月の方は月額 130 円の値上げとなり、従量制なので大口の方は量に比例して値上げになります。 次に、基本料金を 100 円値上げした場合は、20 m³/月の方は 180 円、30 m³/月の方は 260 円の値上げになります。説明は先ほどと一緒にありますが大口になるほど値上げ額の差が安くなります。基本料金を 200 円上げた場合も同様となりますが、大口の方の値上げ幅が小さくなります。 最後に 3 ページをお開きください。 30%の改定を行い 2 億 1,500 万円程度の値上げを行った場合になります。 基本料金を 700 円に据置いた場合は、立米当たりの単価が 35 円の値上げが必要になります。20 m³/月の方は 420 円、30 m³/月の方は 770 円の値上げとなり、結構な負担となります。あと、大口の 1,000 m³/月は約 35 万円程度の値上げとなります。 これを、基本料金を 100 円値上げした場合は、20 m³/月の方は 460 円、
--	--	---

		30 m³/月の方で 770 円と小口の上げ幅はあまり変わらないですが、大口になると安価になります。基本料金 200 円の値上げの場合は、20 m³/月の方は 510 円、30 m³/月の方で 780 円の値上げの試算となります。 次に、累進制に変更した場合の説明を行います。まず、1 ページ目、15%の改定をした場合、ケース①とケース③が該当しますが、15%の場合は 1 億 700 万円の値上げを目指した場合になります。 まず、ケース①－ (1) ですが、基本料金を据置いた場合になります。20 m³/月の方で月額 130 円の値上げで単価としては 10 円の値上げとなります。累進制なので、使用量が上がるごとに単価を上げております。20 m³/月は 130 円ですが、30 m³/月は 134 円、100 m³は 145 円と段階的に 5 円から 10 円程度引き上げておまして、一番値上げするところの大口の企業等には 30 円程度の値上げとなる試算をしております。こうなりますと、15%の値上げでも月額で 20 m³/月は 120 円、30 m³/月は 300 円程度の値上げに抑えることが可能となります。 次に、基本料金を 100 円値上げにした場合ですが、累進制の場合は小口な単価を安く、大口の単価を高く設定することが出来るので、20 m³/月の方の単価を 5 円の引き上げに抑えて、そのあとも 5 円程度を段階的に引き上げていきますと、基本料金が 100 円上がっても、基本料金の値上げも含めた値上げ幅になるのですが、20 m³/月の方は 160 円、30 m³/月の方は 320 円で済み、大口の方に 25%程度の値上げをさせてもらうような設定が出来ます。これが累進制の料金設定です。 次に基本料金を 200 円に引き上げた場合でも、20 m³/月の方の単価を据え置く設定が出来ます。この場合は、8 m³/月以下と 20 m³/月の方共に基本料金分のみの値上げという設定ができ、大口の方に最高 25%の 30 円の値上げをお願いし月額 30 万円程度の値上げ幅となる試算になるということです。 次に 2 ページをお開きください。 次が、累進制で 10%ずつ 3 段階に分けて引き上げを行った場合になります。 基本料金を 700 円に据置いた場合ですが、20 m³/月の方 5 円程度の値上げに抑えて、大口の方に最高 25%程度の単価に段階的に引き上げていく設定にした場合には、20 m³/月 60 円、30 m³/月は 110 円程度の値上げで済みますが、10%ずつ 3 段階での引き上げになりますので、8 年後は 180 円程度の値上げになります。 次に、基本料金を 100 円値上げになります。20 m³/月の方と 30 m³/月の方は、基本料金分のみ値上げで単価は据え置きにすることが可能で、その後 25%の 30 円の値上げを累進制で上げていくようにする設定が可能です。 次に、基本料金を 900 円にした場合ですが、引き上げを 25%に目指すと値上げ幅が余りにも大きくなったので、逆に 900 円に基本料金を上げると、20 m³/月の方は立米単価を 115 円に値下げすることも可能となります。このように、累進制では細工することが可能であります。 次に、30%の改定を累進制で行った場合です。基本料金は 700 円に据置いた場合ですが、20 m³/月の方に立米単価を 30 円程度 25%の値上げをお願いするとして月額 360 円の値上げ。大口の方には 50 円程度の値上げをさせていただくとすると、41.7%とかなり大きな値となっております。累進制で一気に値上げしますと、大口の方の負担が大きくなり反発があるのではないかと考えますので、参考までにこのような試算をしておりますが、30%の値上げの際は平準化も考える必要があるのではないかと考えます。しかし、これが、2 段階、3 段階と値上げをするのであれば、大口の方の値上げ幅の調整が可能です。ただ、立米単価が 170 円になったとしても、熊本市と比較するとかなり安価でありますので、特別これが高い単価というものではありません。しかし、値上げをされる側としては、昨年に比べると 1.4 倍程度の値上げとなっております。 次に、基本料金を 100 円値上げした場合は、この場合も大口の方の単
--	--	--

		価を上げていますので 20 m³/月の方の値上げ幅はあまり変わりません。基本料金を 900 円にした場合も同様に、20 m³/月の方の単価を 20 円程度安く設定することが可能であります。この場合は、大口の方は高い単価設定になりますが、中間層の方も安く単価設定ができるということとなります。 これで説明を終わります。
6 審議 下水道使用料体系のあり方について (1) 使用料改定率と黒字化目標年度の設定について	会長	それでは、審議に入ります。 下水道使用料体系のあり方についてということで、(1)使用料改定率と黒字化目標年度の設定について審議を行いたいと思います。 資料 3 の 1 ページの中ほどに、検討項目①使用料改定率と黒字化目標年度としてケース①からケース④の 4 通りの案を出してあるところです。
	委員	ケース①からケース④の中で、これから消費税が上がるし介護保険料も上がる、そうすると私個人としては下水道料金の値上げはあまり好ましいものではないが、ケース①からケース③が良いのではないかと思います。
	会長	ありがとうございました。 他にご意見はありませんか。
	委員	検討項目①とありますけど、その前に平成 30 年度の決算見込値の下水道使用料収入の約 30%値上げを目標としたいとありますが、まず、その検討が先ではないでしょうか。
	会長	約 30%値上げで審議に入ってよいのかというご意見でしたが、これについてご意見はございませんか。
	委員	約 2 億 1,500 万円の赤字を解消したいというのが前提条件であったので、それは各委員了承の上だと考える。
	事務局	先ほど、委員が申されたとおり、まず、毎年の経常収支で損失が出ている分の約 2 億 1,500 万円を上げさせていただきたいと思っております。併せて、この約 2 億 1,500 万円を目指すべき金額ということで各委員のご了承をいただきたいと思います。
	会長	それでは、30%の値上げを目標にするということで各委員よろしいでしょうか。
	各委員	了承
	会長	では、30%の値上げを目標にするということで審議を進めます。 では改めて、検討項目①使用料改定率と黒字化目標年度としてケース①からケース④について意見があればお願いいたします。
	委員	先ほど、従量制と累進制の説明がありましたが、累進制を採用するという考えもあるのか。 この検討項目は、従量制で考えてあるのでしょうか。
	事務局	検討項目の②で従量制と累進制を議論していただこうと考えております。どちらのケースについても試算（案）を用意しております。
	会長	まずは、検討項目①を決めたうえで、次の従量制と累進制に審議に入りたいと思います。
	委員	先ほど、委員からもご意見がありましたように、下水道料金だけではなく、色々なものが値上がりしていくので負担が多くなってくる。 そのような中で、一気に値上げするのではなく、ケース②が良いのではないかと思います。
	委員	赤字が約 2 億 1,500 万円ありますが、これはどこから補填されているのですか。 8 年間でこれを黒字にするとありますが、管渠の更新等の費用は考慮しなくて良いのですか。

	事務局	赤字の補填は、このまま赤字で残ってはい入のですが、赤字である 3 条の予算から、本来 4 条の方に補填する財源が出てくるのですが、補填する財源がないので、直接一般財源から元利償還金等のお金として補填している状況です。ですので、現在は一般財源に支えられながらなんとか運営しています。 ただ、累積赤字が 8 億円程あるので、施設更新を先延ばししている状況です。もし、黒字であった場合は施設更新も終わっているものもあったと思いますが、現在は施設更新を先延ばしし赤字が膨らんでいるという状況です。
	委員	これでいけば 8 年後に黒字になる確信はあるのですか。
	事務局	4 年毎に改定をするときに、このような議論をすることとなります。 また、経営戦略で 13 年間の財政計画を立てる中で、その財政計画が一つのプランとして市民に見せる資料になるのですが、その計画通りにいかないときは、その時の運営審議会の中で議論して改定幅を考えていただくこととなります。
	委員	先ほどの説明の中で、合志市の下水道事業経営戦略ということで、4 年毎に見直しをするということですが、この間、上水道の料金は改定しないで良いのかと思いますが如何でしょうか。
	事務局	上水道料金についても、アセットマネジメント計画として経営戦略を策定中でございます。この中で、収支が追いつかないということであれば、高来委員が言われたように上水道の料金改定を議論していただくこととなるのですが、現在のところまずは下水道の料金改定を議論していただきたいと思います。
	会長	上水道の料金は、緊急に改定する必要はないということで良いのでしょうか。
	水道局長	昨今、上水道料金の値上げの報道がなされておりますが、合志市の上水道事業については、黒字でございまして経営が安定しております。10 年以上は料金改定の必要はないと考えてところです。
	委員	検討項目 1 の中の 1 から 4 の中から選ぶとすれば、私は 2 しかないと思いますので、2 でぜひ進めていただきたいと思います。
	会長	ありがとうございます。 ではまず、このケース 4 です。ケース 4 は賛成と反対意見が最初出ましたけど、ケース 4 は検討から外すということで、皆さんよろしいですか。 では、残った 3 つの中のケース 2 の賛成の意見が出ていますがいかがでしょうか。1 か 3 が良いという意見があれば。
	委員	2 で良いと思います。
	会長	では皆さん、反対がなければケース 2 ということを前提で進めていくということでよろしいですか。
	各委員	(反対意見なし)
(2) 使用料改定のあり方(従量制と累進制)について	会長	ではケース 2 で進めさせていただきたいと思います。 検討項目 1 はケース 2 ですね。改めて内容を言いますと使用料の改定を 4 年毎に行うこととし、今回の改定で 10%、4 年後に 10%、8 年後に 10%の引き上げを行い、経営戦略期間中の平成 39 年度に黒字化を達成するという改定率と目標で話を進めたいと思います。 それでは検討項目②、使用料改定のあり方、従量制と累進性についてお諮りしたいと思います。
	事務局	資料 1 の 1 ページにあるように、従量制は 4 団体、累進制は 11 団体という県内の状況もあります。
	会長	そうですね。もうこれはその従量制でいくといえは今のままの両立というか。これを累進従量制に変更するののか。 これについてご意見いかがでしょうか。

	委員	改めて言いますと、累進従量制というのが、ある程度市民には優しい制度かなと思います。使用量の多い方の負担を多くしてもらおうということで、特に 30 m³/月以下の一般家庭の使用料をなるべく扱わないということであれば、下水道の料金体系を累進従量制に変更したほうが良いのではないかと思います。 どうしても従量制というのは不公平感が出ます。その辺を勘案するならば、他の市町も累進従量制を採用しているところが多いということはそれだけ市民にも優しいと思う。 ですから方向性としては累進従量制の採用がベターかなと思います。
	委員	私も同意見です。特に近隣の菊陽町、大津町、そして熊本市も累進性ということですので、そことの比較が出てくるでしょうし、今後のことを考えるとここで変えていくというのが一番かなと思います。
	委員	余計なことだけど、事務手続きが煩雑になって、事務量が倍増えて、使用料が倍になったとなると困るので、その辺の兼ね合いはいかがですか。
	事務局	累進従量制になったからと言って、多少の処理はあるかもしれませんが、金額的には変わらないと思います。
	会長	では、累進従量制に変更ということで意見が出ておりますが、他にご意見ございませんでしょうか。
	各委員	了承（特に意見なし。）
	会長	よろしいですね。では、使用料のあり方としてこの累進制を採用することで決定したいと思います。
	委員	誘致企業あたりに水を大量に使うところがありますよね。そういうところに特別な誘致条件で水道料を付度していますとか、安くしていますなど、そういう事例は合志市にはないですか。
	事務局	すみません。説明が漏れておりました。 一点ご説明するところが、セミコンテクノパークに東京エレクトロン様などがうちのお客にいらっしゃるのですが、当時の熊本県が誘致した事例で菊陽町さんが下水道料金に関する事務を全部行っていて、料金体系が菊陽町条例によるとなっています。そこだけが合志市の金額ではありません。ですので、これは今後も変わりません。菊陽町は累進性の料金です。ここが年間 3,000 万円くらいの収入がありますけど、この分は今回料金改定しても変わらないということになります。
	水道局長	塩浸川浄化センターに流れる分については使用料が上がります。北部流域に流れる分が、今回の料金改定の対象外となります。
	委員	もう一回お尋ねします。従量制と累進制、メリットとデメリットをお聞かせください。
(3) 使用料改定の方法(基本料と従量使用料の改定方法)	事務局	はい。従量制と累進制のメリット、デメリットというところですが、従量制のメリットは料金表が分かりやすいということです。使った分に同じ単価になります。 累進制の方は料金表にあるように、多く使ったところほど大きな単価になりますので、目指す値上げ料を例えば 1 億円と設定した場合、1 億円の中で料金表の単価を調整できますので、使用量が少ない家庭当たりの金額を安く抑えることができます。 メリット、デメリットとしては以上です。
	会長	私が言うのもなんですが、値上げというと賛成する人はゼロとは言いませんが、そういない中で、市民一人ひとりの暮らしに直結する部分でもあるので、上水道もそうですけど、下水道もここまで来たら何かあったら生活できない状態なわけじゃないですか。上げざるを得ないと説明するときに、説得力がないといけないかと思いますし、また将来的なことを考えたら、これから先は施設の更新などもありますし、修繕の費用もどんどん発生してきます。その辺の理解力を求めていくのには、なお一層の説明責任というか、そこは担当課の方でしっかり頑張っていただ

		くというところをお願いしたいと思います。 では、(2) 使用料の改定のあり方までこれで、累進性ということで決定したいと思います。 引き続きまして、続けてよろしいですかね。(3) 使用料改定の方法。基本料と従量使用料の改定についてということでお諮りしたいと思います。
	事務局	今から検討していただくのは資料の4-2の2ページ、累進性の2ページ目になります。 ここの累進性の単価金額をどう設定するのか、基本料金をこのケースはなど、参考プランとしてケースの1から3まで作成しています。2ページの中でご意見がありましたら、それに合わせたいと思います。
	会長	基本料金据え置きと、基本料金の値上げ、100 円 200 円の3パターンということです。ではこの3つの案が出ていますけども、それぞれご意見をいただければと思います。
	委員	これは仮に100 円上げると、四年後に上乗せでまた100 円上がるということですか。
	事務局	今回は、上げ方の議論を行っていただきたいと考えています、今見られているページでいうと、7億2000万円値上げするという額だけが決まったということで、4年後の上げ方はまた次の審議会で議論していただくということになります。
	会長	次回の改定は、基本料金を据え置きにするか上げるかというのをまた改めて諮るということです。
	事務局	経営戦略の中では、4年毎に上げるということを謳い込んで、上げるというシナリオを作りますけど、実際には審議会がどう判断されるかまたその時になります。上げないとなると経営戦略の表とは違う方向に進むということで、一般会計からの繰り入れあたりをお願いしないといけないことになります。
	会長	とにかくこの4年間のことということで決めて良いですか。
	委員	それだったら2億1000万を目指すとした目標は、崩れやしないですか。
	事務局	一応は、2億1000万という目標がありますので、これを次回の4年後の運営審議会で、事務局としては改定を押しingかなければならないところでもあります。 その時は2億1000万からもう少し下がっているかもしれませんが、その都度の臨機応変で審議会に諮って行って、その時の目標というのを立てて行くことになるかと思います。
	水道局長	4年後に値上げしなかったら、またすぐその時の市長が差し戻して、審議してくださいという話になると思います。 事務局側からとしては上げていただくしかないのですが、4年後はその時に審議をしていただくという形になっていきますので、事務局の方では4年毎3段階で、2億1000万を上げるというところで、計画を立てていきます。
	委員	基本料の700 円というのは最安ですね。800 円 900 円にすれば赤字解消というのは、みんなが対象になる方法ではありますね。
	水道局長	ここでは700 円にしても800 円にしても900 円にしても、上がる金額というのは変わりません。ですから一番目立たないのは700 円です。8 m³/月の家庭というのは値上げがない。一番使う20 m³/月の家庭は60 円上がります。 総額は7,200 万円なので、100 円上げても200 円上げても総額は7,200 万円の値上げの収益というところですので、値上げが一番目立たない件数が多いところを値上げしないのは、一番上の基本料金を上げないケースとなります。

7 事務連絡	委員	1000 m ³ くらいが一番目立つのですか。
	水道局長	そうですね。企業の方は、こう言うてはなんですが、経費でみんな処分してしまいます。 大量に使用するとところに負担をしていただくというような考えであれば、単純にここの中で審議をしていただければと思います。
	委員	私は、基本料金は上げるべきじゃないと思っています。というのも貧困家庭が増えているという現状もありますし、ここの部分で 100 円上がるっていうのはそういう人たちにとって非常に大きい金額になるのではないかと思います。やはり私は、先ほどからお話が出ているように、たくさん使う方に負担してもらおうということで、最低のところの基本料金はさわらないで進めていただきたいと考えています。
	会長	ありがとうございます。 他にご意見いかがでしょうか。
	委員	いま言われたとおり、件数の一番上の表ですね、これが一番市民の方には、ああなるほど少しは上がったのかなというレベルで済むのではないかなという感じがします。 それで、一番先ほども出ましたように 1000 m ³ 、月 1000 m ³ 使用料のところが、プラス 29,760 円と一番目立つような感じがしますし、ここはもう経費で企業は落としていくし、企業は儲かっている時代ですから、そんなに支障はないかと、理解は得られると思いますので、一番上の表でお願いしたいと思います。
	委員	酪農家はどれくらいの使用量があるのですか。
	水道局長	基本的に、酪農排水は下水道には接続されていませんので、使用量が下水道料金に反映するということはないと思います。
	会長	他にご意見ありますか。
	委員	今ですね基本料金を 700 円にするというのは、結局この次のページの 1、3、4 のケースで載っているのですが、700 円にしてもらわないと、説得するときに、14.3%のケース 2 になった場合に 800 円に 100 円上げたとすると、20 m ³ /月の時の月額使用料が上がってしまいます。 私の感覚では、基本料金も上がる、月額も上がる、使用料も上がるとねって感じに見えます。ですので、ここはちょっと何でもかんでも上げたくない。と言ったところです。
	事務局	すみません。少し説明が足りませんでした。 基本料金から右の 20 m ³ /月からそこは、基本料金込みの金額になっています。ですので、この場合ケースの 2 の 2 の真ん中を採用した場合は、20 m ³ /月も 30 m ³ /月も立米単価は据え置きで、基本料金分だけを 100 円ずつ上がるというような表の設定になります。
	会長	今の説明でお分かりですか。 要するにこの一番下の値上げの差額のところを見るということですか。
	事務局	この 3 つサンプルがありますが、3 つとも基本料込みの値上げになります。
	会長	では他に、ご意見ご質問等ないでしょうか。
	事務局	本日の審議では、料金改定の形を決めていただきまして、今度、各委員のご意見を踏まえたところで、ケース 2 の 1 をもう少し精査したものを次回の審議会にお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。
	会長	本日のところはケース 2 の 1。基本的にこの考え方で決定ということでよろしいでしょうか。
	各委員	了承
	会長	はい、ではそうしたいと思います。
	事務局	次回の審議会の開催ですが、1 月 28 日月曜日の 1 時 30 分から開催ということで、予定させていただいてよろしいでしょうか。

	委員	了承
8 閉会	会長	これで本日の平成 30 年度第 3 回上下水道事業運営審議会をここで閉じたいと思います。どうも皆さんお疲れさまでした。

(終了)